

日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業に関する法律  
(法律 第 9932 号, 2010. 1.18 他法改正、2010. 3.19 施行)

仮訳

第 1 条(目的)

この法は日帝により強制動員され慰安婦としての生活を強要された被害者を保護及び支援し、日本軍慰安婦被害者の名誉回復と真相究明のための記念事業を遂行することにより被害者の生活安定と福祉増進を図り国民の正しい歴史観定立と人権増進に寄与することを目的とする。

[全文改正 2008.12.19]

第 2 条(定義)

この法において使用する用語の意義は次のとおりである。

- 1 「日本軍慰安婦被害者」とは日帝により強制動員され性的虐待を受け慰安婦としての生活を強要された被害者をいう。
- 2 「生活安定支援対象者」とは日本軍慰安婦中生存者であつて第 3 条により登録した者をいう。

[全文改正 2008.12.19]

第 2 条の 2(国家の義務)

- ① 国家は日帝下日本軍慰安婦被害者の名誉回復と人権増進のため真相究明と正しい歴史教育等について積極的に努力しなければならない。
- ② 国家は日本軍慰安婦被害者を積極的に探索し、日本軍慰安婦被害者の安定的な生活の維持を可能にするための必要な措置をとらなければならない。

[全文改正 2008.12.19]

第 3 条(決定及び登録)

- ① 生活安定支援対象者になろうとする者は大統領令の定めるところにより女性家族部長官に登録申請しなければならない。 <改正 2010.1.18>
- ② 女性家族部長官は第 1 項による登録申請を受けた場合、第 6 条による日本軍慰安婦被害者生活安定支援及び記念事業審議委員会の審議を経て申請人の生活安定支援対象者としての認定の可否を決定しなければならない。 <改正 2010.1.18>
- ③ 女性家族部長官は第 2 項の決定をした場合にはこれを登録し、その結果を申請人に告知しなければならない。 <改正 2010.1.18>

[全文改正 2008.12.19]

#### 第4条(生活安定支援対象者に対する支援の内容)

- ① 国家は生活安定支援対象者に次の各号の支援をする。
  - 1 国民基礎生活保障法による生計給与
  - 2 医療給与法による医療給与
  - 3 生活安定支援金の支給
  - 4 看病人支援
- ② 第1項の支援をする場合には生活安定支援対象者は「国民基礎生活保障法」第5条による受給権者及び「医療給与法」第3条による受給権者とみなし、「国民基礎生活保障法」第3条第2項は適用しない。
- ③ 第1項第3号及び第4号による生活安定支援金の支給及び看病人支援に要する費用は国家が負担し、生活安定支援金の支給及び看病人支援の基準並びに方法等について必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第5条(賃貸住宅の優先賃貸)

国家、地方自治体又は「大韓住宅公社法」による大韓住宅公社は「住宅法」により建設する賃貸住宅を賃貸する場合には生活安定支援対象者中住宅を所有しない者に対し国土海洋部長官が定めるところにより優先賃貸しなければならない。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第6条(日本軍慰安婦被害者生活安定支援及び記念事業審議委員会)

- ① 次の事項を審議するため女性家族部に日本軍慰安婦被害者生活安定支援及び記念事業審議委員会(以下"審議委員会"という)を置く。 <改正 2010.1.18>
  - 1 生活安定支援対象者登録申請事項の事実の有無
  - 2 生活安定支援対象者の支援に関する事項
  - 3 第11条による記念事業等に関する事項
  - 4 その他に女性家族部長官が審議委員会の審議に付する事項
- ② 審議委員会の構成及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第7条(協力要請)

審議委員会は生活安定支援対象者の認定の可否を審議するために必要な場合には申請人本人、証人若しくは参考人から証言若しくは陳述を聴取し又は行政機関その他の関係機関に対し必要な協力を要請することができる。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第 8 条(権利の保護)

この法による生活安定支援金の支給を受ける権利は譲渡若しくは担保として提供し又は差押えることができない。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第 9 条(生活安定支援金の還収)

① 女性家族部長官はこの法により生活安定支援金を受けた者が次の各号の一に該当する場合には生活安定支援金の全部又は一部を還収することができる。 <改正

2010.1.18>

1 虚偽又はその他の不正な方法により生活安定支援金の支給を受けた場合

2 過誤により支給された場合

② 女性家族部長官は第 1 項により還収する場合、生活安定支援金を返還すべき者が定められた日までにこれを返還しない場合には国税滞納処分の例により徴収する。

<改正 2010.1.18>

[全文改正 2008.12.19]

#### 第 10 条 (実態調査)

① 特別市長・広域市長・道知事又は特別自治道知事は毎年生活安定支援対象者の生活実態を把握し女性家族部長官に報告しなければならない。

<改正 2010.1.18>

② 第 1 項による実態調査の時期、内容及び方法等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第 11 条(記念事業等)

① 国家と地方自治団体は日本軍慰安婦に関する次の各号の事業を遂行することができる。

1 日本軍慰安婦被害者に関する記念事業

2 日本軍慰安婦被害者に関する歴史的資料の収集、保存、管理、展示及び調査、研究

3 日本軍慰安婦被害者に関する教育、広報及び学芸活動

4 日本軍慰安婦被害者に関する国際交流及び共同調査

5 第 1 号から第 4 号までの事業に付随する事業

② 第 1 項による事業を遂行するため必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第 11 条の 2(国籍回復等の支援)

① 国家と地方自治団体は日本軍慰安婦被害者中、大韓民国国籍を回復できずに外国に

居住する者に対し必要な支援をしなければならない。

② 第1項による支援に関する事項は国籍回復及び故国訪問等を含め大統領令で定める。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第12条(経費の補助)

① 国家は地方自治体が第11条第1項各号の事業を遂行する場合、予算の範囲内で事業経費の一部を補助することができる。

② 国家と地方自治体は個人、法人又は団体が第11条第1項各号の事業を遂行する場合、予算の範囲内で事業経費の一部を補助することができる。

③ 第2項による経費の補助を受けることができる個人、法人及び団体の要件と経費補助手続等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第13条(国共有財産の無償貸与)

① 国家及び地方自治体は「国有財産法」又は「共有財産及び物品管理法」にかかわらず、日本軍慰安婦関連法人又は団体が第11条第1項第1号による記念事業を遂行する場合には国有財産及び共有財産を無償で貸与することができる。

② 第1項による貸与の対象となる法人又は団体の要件及び貸与手続等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008.12.19]

#### 第14条(権限の委任・委託)

この法による女性家族部長官の権限は大統領令に定めるところによりその一部を外交通商部長官に委託し、又は特別市長、広域市長、道知事並びに特別自治道知事に委任することができる。 <改正 2010.1.18>

[全文改正 2008.12.19]